

南丹市不妊治療等給付申請について

南丹市では、不妊治療又は不育治療を受けている夫婦に対して、その治療に要する費用の一部を助成しています。該当される方は、下記の内容をよく読んで頂き、こども家庭課又は各支所総務課まで申請してください。

1. 対象者 下記①および②の者

- ①南丹市に住所を有し、京都府に1年以上居住している夫婦。
(婚姻の届けを出していないが事実上婚姻関係にある者を含む。)
- ②各種医療保険に加入していること。

2. 給付対象とする治療および助成金額など

	一般不妊治療	生殖補助医療 (特定不妊治療)	先進医療治療	不育治療
治療内容	<ul style="list-style-type: none"> ・一般治療(治療の一環として行う検査を含む) ・人工授精 ・男性不妊治療 	<ul style="list-style-type: none"> ・体外受精 ・顕微受精 ・男性不妊の手術 	<ul style="list-style-type: none"> ・子宮内膜刺激術 ・タイムラプス投影法による受精卵・胚培養等 	<ul style="list-style-type: none"> ・不育症の原因検査 ・ヘパリン注射などの治療
保険適用	保険適用有	保険適用有	保険適用外 ※指定医療機関に限る	保険適用有
証明書様式	様式第2号の1	様式第2号の2、3、4	様式第2号の6	様式第2号の5
助成上限	1年度につき10万円(保険適用のみは6万円)			1回の妊娠につき10万円
対象者及び条件	男女(事実婚を認める) <hr/> <生殖補助医療(特定不妊治療)について> <ul style="list-style-type: none"> ・治療開始時点において43歳未満(女性)が対象となります。 ・治療開始時点において40歳未満の方→1子につき6回まで助成。 ・治療開始時点において40歳以上43歳未満の方→1子につき3回まで助成。 ※上記の治療回数については、胚移植の回数を示します。			
助成内容	本人負担の 1/2 ※ただし、医療保険法の規定による保険者、共済組合の規約、定款、運営規則等で、不妊治療に要する費用に対して給付がなされる場合には、その額を控除する。			
申請期間	治療の翌日から起算して 1年以内			

3. 申請手続き

市役所こども家庭課(中央庁舎2階)又は各支所総務課で受け付けます。

4. 必要書類(こども家庭課又は各支所総務課にあります)

(1) 不妊治療等(不妊治療・不育治療等)助成金交付申請書

加入している医療保険の種類及び保険者番号等の記入が必要です。

(2) 各治療の医療機関証明書

院外処方がある場合は、薬局の証明書も提出することができます。

治療の内容により、様式が異なります。(様式第2号の1~6)

※特定不妊治療については、様式第2号の2及び4号、様式第2号の2・3及び4を併せて申請してください。

(3) 不妊治療等助成金請求書

押印が必要(朱肉使用)です。助成金を振り込む口座の記入が必要です。

(4) 事実婚関係に関する申立書(※事実婚にある方のみ)